

**令和7年度用**

# **Q-DACS**

海外派遣助成プログラム

助成金交付決定 受諾書/ 申請取り下げ書

独立行政法人国際交流基金御中

令和　　年　　月　　日

申請団体：

（※個人申請の場合は申請者名）

代表者名：　　　　　　　 　　　㊞

住　　所：〒

**助成対象事業名**：

標記事業に対する、令和7年 　　月　　日付「令和7年度海外派遣助成プログラム助成金交付決定通知書」に関し、

１．「令和7年度海外派遣助成プログラム助成金交付決定通知書」記載内容及び「独立行政法人国際交流基金海外派遣助成プログラム助成金交付条件（令和7年度）」に合意の上、受諾いたします。

なお、原則として事業実施２か月前の時点で外務省が発表する事業実施地における危険情報レベルが２又は感染症危険情報レベルが2以上の場合は本助成金交付決定が取り消されることを了承します。

２．次の理由により、助成申請を取り下げます。

（１）他の政府機関、特殊法人、独立行政法人による助成金を受給するため。

※本プログラムでは、他の政府機関、特殊法人、独立行政法人等による助成金との

重複受給はできません。当基金以外の公的助成金を受給される場合、選択してください。

（機関名を明記してください）

（２）その他（理由を明記してください）

３．（上記１．にて助成金交付決定を条件付きにて受諾する方のみ）

以下の理由により助成金の一部前払を希望します。

以上

1. １．か２．のどちらかを○で囲み、２．に該当する場合は（１）または（２）を○で囲んだ上で必要事項を記入してください。**助成金交付決定通知書受領後2週間以内にご提出ください**。期限内に提出のなかった場合は、助成申請を取り下げたものとみなします。
2. 「助成金交付決定通知書」受領時に既に令和7（2025）年度内に事業の延期が決まっている方は様式第3号「変更届」を提出してください。
3. **３．については希望がある場合のみ〇をつけ**、前払を希望する理由を明記してください。また、助成金の前払は、一部の事業を除き、原則として助成金交付決定額の70％までとなり、残額は事業報告書提出後、助成金確定手続きを経た上で精算・交付します。なお、助成金の使用状況によっては助成金確定手続きを経て差額を返金していただくことがあります。

本用紙にて前払の申し出があった場合でも**中間事業計画承認願提出遅延や助成金支払申請書提出漏れがある場合は助成金の一部前払は出来ません**。